

第4編 人事

第1章 定数・任用

○大隅肝属広域事務組合職員定数条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員定数条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において職員とは、大隅肝属広域事務組合に常時勤務する職員（嘱託及び臨時に雇用されるものを除く。）をいう。

（職員の定数）

第3条 職員の定数は、20人とする。

（委任）

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。